

トラック運送事業者の皆様へ



～ 監督署からのお知らせ ～

奈良県最低賃金

時間額 **896円**

(令和4年10月1日発効)



奈良労働局

大淀労働基準監督署

トラック運転者の長時間労働（過労運転）を防止するために

(1) 令和6年4月1日から厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準)が改正されます

自動車運転者について、「改善基準」を遵守した運行計画に基づき、労働時間等を管理する必要がありますが、令和6年4月1日から改正「改善基準」が施行されます(改善基準は、内容によって「原則」のほかに「例外」、「特例」が設けられている場合もありますので、必ず詳細を確認してください。)

(改善基準)

(改正内容)
新旧対比

【トラックに係る改善基準の概要】

拘束時間(始業から終業までの時間をいい、具体的には、日常点検・乗務前点呼、荷物の積込み・積降し、運転時間、休憩時間(仮眠時間を含む)、事務処理時間、時間外労働時間などが拘束時間に入ります。)

- ・ **1日** 原則 **13時間**以内 / 最大15時間以内(14時間超えは1週間2回以内)
なお、一定の要件を満たせば1週間に2回まで最大16時間まで可能
- ・ **年間** 原則 **3,300時間**以内 かつ **1か月 284時間**以内
労使協定により、年間3,400時間を超えない範囲において、1か月310時間まで延長可能(1か月284時間超えは連続3か月までとし、1か月の時間外・休日労働は100時間未満)

休息期間(勤務と次の勤務との間の自由な時間)

- ・ 原則 **継続11時間**以上(最低 継続9時間以上)
- ・ 一定の要件を満たせば、1週間に2回まで継続8時間以上にすることができるが、この場合は継続12時間以上の休息期間が必要

運転時間

2日(始業から起算して48時間以内)平均で、**1日あたり9時間**以内
2週間平均で、1週あたり44時間以内

連続運転時間(連続して運転できる時間)

4時間以内

ほか

(2) 令和6年4月1日から時間外労働の限度時間が改正されます

自動車運転者に係る時間外労働・休日労働の上限時間につきまして、令和6年4月1日から「**1年960時間以内**（休日労働を含まない）」という限度基準（時間外労働させることができる法律上の上限のこと）が施行されます。

なお、「自動車運転者以外の者」と「自動車運転者（トラック運転者）」の時間外労働・休日労働の限度基準を整理すると、次のとおりになります。

（令和6年4月1日～）

限度時間	三六協定の種類	自動車運転者 以外の者 (事務、営業、整備士など)		自動車運転者	
		右記以外の場合	対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制を採用している場合	右記以外の場合	対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制を採用している場合
(原則) 限度時間を 超えない 場合	三六協定	【時間外労働時間数】 1か月45時間以内 1年360時間以内	【時間外労働時間数】 1か月42時間以内 1年320時間以内	【時間外労働時間数】 1か月45時間以内 1年360時間以内	【時間外労働時間数】 1か月42時間以内 1年320時間以内
		時間外労働・休日労働は、厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準)の範囲内で行う必要がある。 なお、改善基準の内容は、トラック、タクシー、バスによって異なる			
(例外) 限度時間を 超える 場合	特別協定付き三六協定	【時間外労働・休日労働の合計時間数】 〔単月〕 1か月100時間未満 〔2～6か月平均〕 1か月80時間以内		【時間外労働・休日労働の合計時間数】 規制なし	
		【時間外労働時間数】 1年720時間以内		【時間外労働時間数】 1年960時間以内	
		【1か月45時間を超える時間外労働の回数】 1年に6回以内	【1か月42時間を超える時間外労働の回数】 1年に6回以内	【1か月45時間を超える時間外労働の回数】 規制なし	【1か月42時間を超える時間外労働の回数】 規制なし
時間外労働・休日労働は、厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準)の範囲内で行う必要がある。 なお、改善基準の内容は、トラック、タクシー、バスによって異なる					

(3) 無料で利用できる相談窓口

改善基準のことについて

厚生労働省では、トラック運転者の長時間労働改善に向けて、労務管理の改善や、**荷主**（荷物の発注者、荷物の配送先）と**運送事業者**の協力による作業環境の改善等を図るために、「**トラック運転者**

「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」



トラック運送事業者のみならず、発注者のみならずへ

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

トラック運転者の長時間労働改善の観点から、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善を目的とした相談窓口です。

ドライバーの長時間労働の上限規制、荷主の手付けがたいの？

荷主の立場でできる改善は？

ドライバーの運転時間に制限があったの？

こんな困りごとなど、ご相談ください！

荷主と時間の削減を、どう進めればいいのか？

この相談センターは、トラック運転者の長時間労働改善の観点から、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善を目的とした相談窓口です。

この相談センターは、トラック運転者の長時間労働改善の観点から、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善を目的とした相談窓口です。

の長時間労働改善 特別相談センター」を令和4年8月から開設しています。

特別相談センターでは、**荷主企業**からの作業環境改善に関する相談や、**運送事業者**からの労務管理上の改善や作業環境の改善に関する相談に対応します。また、利用者の希望に応じて、オンライン相談や現地での訪問支援を**無料**で実施します。

働き方改革の内容を含む労務管理全般について

事業者の皆様が安心してご相談できる窓口として、「**奈良働き方改革推進支援センター**」を設けております（費用は**無料**です）。ご相談内容は、行政機関を含め外部に漏れることはありませんので、安心してご利用ください。

社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家が対応します

奈良働き方改革推進支援センター

相談受付

2022.4/1(金) → 2023.3/31(金)

開設時間

平日 9:00-18:00(12/29~1/3を除く)

駐車場(会館西側に3台)

場所

奈良市西木辻町343番地1(奈良県社会保険労務士会館2階)

まずはフリーダイヤルへお電話を

0120-414-811

hatarakikata@nara-sr.com

(来所・メールによるご相談もどうぞ)

FAX.0742-23-3918



JR・近鉄奈良駅より徒歩約12分

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
令和4年度 中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業
(受託:奈良県社会保険労務士会)

(4) 労働時間に係る労務管理上の留意点(自動車運転者以外の者も含む)

労働時間の把握

労働時間(始業・終業時刻)は、原則としてタイムカードやIC(I D)カードのような**客観的な記録方法**を用いて把握してください。

労働時間・休日の原則

- ア 労働時間は、1日8時間、1週40時間労働以内
- イ 休日は、週1日以上

時間外労働・休日労働する場合の留意点

- ア 「**時間外労働・休日労働に関する協定届**」(通称“サブロク協定”)を毎年、管轄労働基準監督署へ提出することが必要です。
- イ なお、時間外労働の限度は、原則として1か月45(42)時間、1年360(320)時間以内ですが、この限度では収まらず、これを超えて

時間外労働を行わせる場合は、「特別条項付き三六協定」を締結しなければなりません。令和6年4月以降の限度時間の詳細は、前記(2)を参照してください。

割増賃金の支払い

時間外労働に対し2割5分増し以上で計算した時間外割増賃金()、休日労働に対し3割5分増し以上で計算した休日割増賃金を、それぞれ支払う必要があります。

月60時間を超える時間外労働の割増率は、令和5年4月1日から「50%以上」(割増率1.5)に引き上げられます(大企業は施行済み)。

業種(日本標準産業分類)	資本金又は出資の総額		常時する労働者数		大企業、中小企業の別
運送業	3億円超	かつ	301人以上		大企業
	3億円以下	または	300人以下		中小企業

医師による面接指導の実施

時間外労働と休日労働を合算したときに月80時間を超える場合は、労働者の健康状態を確認するため、当該労働者からの申出があれば、医師による面接指導を実施することが必要です。

安全配慮義務との関係

サブロク協定は、法定労働時間を超え協定の限度時間まで働かせても「刑事責任を問われない」という意味に過ぎません。つまり、サブロク協定の範囲内であっても、長時間労働を原因として労働者が心身に不調をきたした場合、「安全配慮を欠いた」として、事業者は労働者やその遺族から損害賠償・慰謝料を請求されることがあり得ますので、働かせ過ぎ(過重労働)にならないよう十分注意してください(労働契約法第5条を参照)。

【トラックに関する参考情報を得られるサイト】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)

全日本トラック協会



トラック運転者の労働災害（交通労働災害、荷役作業での労働災害等）の防止に取り組みましょう！

厚生労働省では、

「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」

「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」

を策定し、トラック運転者の交通事故の防止や、荷物の積込み・積降し作業中等の労働災害防止に向け、取り組むべきことをお示ししています。

トラック運送事業者の皆様はもとより、**荷主**（**荷物の発注者**、**荷物の配送先**）の皆様、**元請事業者**の皆様も、これらガイドラインを順守し、トラック運転者の労働災害防止にご協力をお願いします。



【 ガイドラインの概要 及び 参考情報 】

交通労働災害防止のためのガイドライン

- 労働時間、休憩、運転時間など労働基準法や改善基準を遵守した適正な走行計画の作成及び運転者への指示
- 交通安全情報マップの作成
- 安全教育の実施
- 健康診断の実施
- など

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

- 荷役作業に適した服装、保護具（墜落時保護用ヘルメット、安全靴等）の着用
- 荷台からの墜落防止対策の徹底（昇降設備の使用等）
- フォークリフトでは、有資格者による運転、特定自主検査の実施、作業計画の作成、用途外使用の禁止（人の昇降に使用しない）
- など

陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐために（労働安全衛生総合研究所ホームページ）



その他の労働災害の防止（安全衛生）の取組

（１）高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの実現に向け、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に取り組みましょう！

運動機能が低下する中・高年齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。例えば、十分な明るさの確保、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握などに努めましょう。



（２）「STOP！転倒災害プロジェクト」に取り組みましょう！

床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外しなどを原因とする転倒災害を防止するため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示、ストレッチ体操の励行などに取り組みましょう。



その他の労務管理上の留意点

（１）年次有給休暇の付与及び取得推進について

パート・アルバイトにも年次有給休暇を付与し、その取得推進を図りましょう。また、年間の付与日数が10日以上労働者には、本人の意向を確認の上で5日分を時季指定して与えてください。

（２）「同一労働同一賃金」の新しいルールについて（令和3年4月改正）

改正パートタイム労働法、労働契約法及び労働者派遣法が中小企業にも適用されました。正規雇用労働者（正社員）と非正規雇用労働者（パートタイマー、アルバイト、派遣労働者）の不合理な待遇の差をなくしましょう。



（３）職場におけるハラスメントの防止について（令和4年4月改正）

改正労働施策総合推進法ほか関係法令が中小企業にも適用されました。いじめ・嫌がらせ（ハラスメント）の防止対策を講じ、快適で明るい職場環境づくりに取り組みましょう。

